

住 宅

入居募集



●町営住宅

	団地名	間取り	建築年	戸数	家賃	単身
新規	新日の出	2LDK	平成 27 年	1	21,800 円 ~ 50,200 円	不可
新規・継続	旭日	3LDK	平成 10・11 年	3	23,600 円 ~ 54,300 円	不可
	宮下	3LDK	昭和 59・60 年	4	13,400 円 ~ 25,100 円	不可
	緑町	1LDK	平成 21 年	2	14,100 円 ~ 32,400 円	可
継続	末広一区	3DK	昭和 52 年	1	9,100 円 ~ 15,900 円	可
	新町	2LDK	平成元年	1	12,400 円 ~ 28,500 円	可
	潮見	3LDK	昭和 61・62・63 年	3	17,400 円 ~ 45,400 円	不可
	魚田	3DK	昭和 53 年	2	9,100 円 ~ 17,800 円	可
	幌内	3LDK	昭和 51 年	2	7,800 円 ~ 14,400 円	可

入居資格
 《共通事項》
 ・雄武町内に住所を有する人または有することになる人
 ・町税などに滞納がないこと
 ・所得が政令月収で一般世帯は15万8千円、裁量世帯は25万9千円を超えないこと
 ※政令月収とは、給与所得者は1年間の給与（所得控除後）の金額、

●サンライズビレッジ（新規募集）



間取り	建築年	戸数	家賃	単身
1LDK	平成 5 年	1	30,000 円	専用

自営業者は1年間の事業所得（必要経費の控除後）から、扶養控除などを差し引いた額を12で除したものです。
 ※裁量世帯とは、高齢者世帯（60歳以上）、高齢者と18歳未満の世帯、障がい者（障がいの程度による）がいる世帯、乳幼児がいる世帯、婚姻後2年以内で夫婦ともに35歳未満の世帯（小学生以下の児童がいる場合も可）などです。
●サンライズビレッジ
 ・満35歳未満の単身勤労者であること。
申込方法
 ・役場備え付けの申込用紙に入居する人の住民票を添えて提出してください。
 ・平成31年1月1日に他市町村において住民登録されていた人は、当該市町村で発行される市町村民税課税証明書または所得証明書などの直近1年分の所得が分かるもの

その他

および、納税証明書を合わせて提出してください。
 ・申し込みの際は、マイナンバーカードまたは通知カードを持参してください。
選考方法
 ・申込者多数のときは、住宅困窮度の高い人から入居決定し、困窮度が同じ場合は抽選とします。
 ※住宅の情報は、ホームページでも公開しています。申込用紙もダウンロードできます。
<http://www.town.oumu.hokkaido.jp/>
 ※住宅使用料の支払いには、便利な口座振替が利用できます。
募集締切
新規募集住宅 令和2年2月20日(木)
継続募集住宅 随時受付
 ※問い合わせ時に募集を終了している場合があります。
間税財管理課財係
雄武町職員人事
 1月20日付人事異動※（内は前職）
 ▼総務課情報統計係 結城 直也（税財管理課収納係）
 ▼税財管理課課税係兼収納係 滝谷 貴大（税財管理課課税係）

「雄武町百年史」5千円で頒布中
 今年は、明治33年7月1日に当時の紋別村から分村し、雄武外三方村戸長役場が設置されて以来「雄武町ふるさと120年」を迎えます。
 町では、この節目の年を記念して「雄武町百年史」を通常価格1万円のところで、特別価格5千円で頒布しています。
 「雄武町百年史」は平成18年3月に発刊。本町の先史時代から現代に至るまで、さまざまな分野の史実が、1,516ページにわたって収録されています。
 特別価格での頒布期間は、今年1年限りです。
間財務企画課企画調整係

町関係施設が原則禁煙になります

健康増進法の改正により、昨年の7月1日から、役場庁舎、保育所、児童センターおよび国保病院等については、敷地内禁煙としたところがあります。4月1日からは原則、その他の町関係施設についても建物内は禁煙となります。
 これは、法律に基づく措置であり、町民の皆さんの「望まない受動喫煙」を防止するためでありますので、ご理解願います。
 また、望まない受動喫煙をなくすため、喫煙をするときは、マナーを守り、周りの人の迷惑にならないよう気を付けましょう。

Information

令和2年度 若草保育所入所申し込みについて

令和2年度（令和2年4月1日）からの保育所入所申し込みについて、2月7日から受付を開始します。
 新規に入所を希望する児童だけでなく、現在も入所し、4月以降も引き続き入所を希望する児童も再度、申し込みが必要になります。

○申込受付期間

2月7日(金)～2月26日(水)

○入所の基準

町内に住む、生後6か月から小学校入学前の乳幼児で、仕事や出産、病気や障害、介護等の理由で家庭での保育ができない場合に限ります。
 ※3歳以上の児童は、保護者の就労状況等に関わらず「短時間保育」として入所することができます。

○提出書類

- ・入所申込書は、説明会の日から保育所で配付します。
- ・保育が必要な理由を証明するもので、就労証明書など
- ・平成31年1月2日以降に雄武町に転入された人は、前住地で発行する「平成31年度または令和元年度市町村民税課税証明書」の写し
- ※マイナンバー制度の開始に伴い、入所申込書に「個人番号」の記載と提出時の本人確認が必要となります。

○問い合わせ・申込書提出先

若草保育所 児童保育係
 ☎ 84-2326

